

用途地域内の建築物の用途制限		第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	
○：建てられる用途 ×：原則として建てられない用途 ①、②、▲：面積、階数などの制限あり									
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m <sup>2</sup> 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が500m <sup>2</sup> 以下のもの	①	②	○	○	○	○	○	①：日用品販売店舗、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗、物品販売店舗、飲食店、担保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②：2階以下
	店舗等の床面積が500m <sup>2</sup> を超える、1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	②	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超える、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超える、10,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	
事務所等	1,500m <sup>2</sup> 以下のもの	×	▲	○	○	○	○	○	▲：2階以下
	事務所等の床面積が1,500m <sup>2</sup> を超える、3,000m <sup>2</sup> 以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの	×	×	×	○	○	○	○	
ホテル、旅館	×	×	▲	○	○	○	○	○	▲：3,000m <sup>2</sup> 以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	▲	○	○	○	○	▲：3,000m <sup>2</sup> 以下
	カラオケボックス等	×	×	×	▲	○	○	○	▲：10,000m <sup>2</sup> 以下
	麻雀屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券場等	×	×	×	▲	○	○	○	▲：10,000m <sup>2</sup> 以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	○	○	○	
公学校施設等設	キャバレー、料理店、個室付浴場等	×	×	×	×	×	○	▲	▲：個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	
	病院、大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会、公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	×	×	×	×	○	○	○	
	自家用倉庫	×	①	②	○	○	○	○	①：2階以下かつ1,500m <sup>2</sup> 以下 ②：3,000m <sup>2</sup> 以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	①	①	②	②	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①：50m <sup>2</sup> 以下、②：150m <sup>2</sup> 以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	②	②	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	
	自動車修理工場	×	×	①	①	②	②	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ①：50m <sup>2</sup> 以下、②：300m <sup>2</sup> 以下

注 本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではない